

第七号

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七条第一項」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 審議会の組織及び運営については、社会福祉法第八条から第十二条まで並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条及び第三条に定めるもののほか、次条から第七条までに定めるところによる。

第五条第七項中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第一項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務については、児童福祉専門分科会が処理する。

第六条第二項中「前条第一項から第六項まで」を「前条第二項から第七項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法が制定され、県が県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとする際に意見を聴く等のための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされたことに鑑み、徳島県社会福祉審議会をこれに充てる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。